

令和4年第4回若狭町議会定例会会議録（第4号）

令和4年6月24日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	竹内正
観光商工課長	泉原功	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	岸本晃浩	福祉課長	佐野明子
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	山口勉
建設課長	中村辰也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第40号 若狭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の制定について

日程第 3 議案第41号 若狭町税条例等の一部改正について

日程第 4 議案第42号 若狭町過疎地域持続的発展計画の策定について

- 日程第 5 議案第 4 3 号 令和 4 年度若狭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 請願第 1 号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、
保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求
める請願書
- 追加日程第 1 発議第 2 号 保育所等の設置最低基準と、保育士の処遇の抜本的な改
善を求める意見書について
- 日程第 7 請願第 2 号 インボイス（適格請求書）制度の中止を求める請願
- 日程第 8 請願第 3 号 「水田活用の直接支払い交付金」の見直しの中止を求め
る請願
- 日程第 9 請願第 4 号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を
求める意見書の提出に関する請願書
- 日程第 1 0 議案第 4 4 号 工事請負契約の締結について（令和 4 年度町道倉見井崎
線改良工事）
- 日程第 1 1 議案第 4 5 号 令和 4 年度若狭町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前 9時59分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番、松本孝雄君、1番、谷川暢一君を指名します。

～日程第2 議案第40号から日程第9 請願第4号～

○議長（今井富雄君）

日程第2、議案第40号、若狭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてから、日程第9、請願第4号、日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書までの8議案を一括議題とします。

この8議案については、去る6月8日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、藤田正美君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤田正美君）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月8日、令和4年第4回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案3件、請願3件であります。

議案審査のため、6月16日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第40号「若狭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定」であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条の規定に

より、若狭町の三方地域が過疎地域として令和4年4月1日に追加公示され、過疎法第8条の規定に基づき策定される若狭町過疎地域持続的発展計画に記載される産業振興促進区域内において、振興すべき業種がその用に供する設備等の取得等をしたものに係る固定資産税について、課税免除を行うために条例の制定が必要となるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、取得価格には消費税が含まれるのか。

答、取得価格に消費税額を含めるかどうかは消費税の経理方式により異なる。事業者が採用している消費税の経理方式が税抜き経理方式の場合は取得価格に消費税は含まない。税込経理方式の場合や経理方式にかかわらず消費税の納税義務が免除されている事業者は消費税を含む金額となる。

問、辺地に対しても条例の適用になるのか。

答、辺地の地域も三方地域に含まれているので、条例の適用になる。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「若狭町税条例等の一部改正について」であります。地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、若狭町税条例等の一部改正が必要となるものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「若狭町過疎地域持続的発展計画の策定について」であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域である本町三方地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となる若狭町過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、計画どおりにできなかった場合、ペナルティはあるのか。

答、ペナルティはない。

問、令和8年3月までのかなり長いスパンだが、PDCAを回していくという計画はあるか。

答、PDCAサイクルで検証する必要がある。それぞれの事業において検証しながら次につなげていく。

問、PDCAサイクルを回して進めていくとの説明があったが、計画どおりに進んでいるかどうかの検証はどのようにするのか。

答、計画書に若狭町の将来目標人口を上げている。これに近づけていきたい。これが判断数値となる。個別事業は、それぞれが持つ目標数字が達成できるかをP D C Aで検証する。

問、実際に事業を行っていく中で、住民の細かい意見などを取り入れながら本当に必要なものを実施してもらいたい。その進め方があれば教えてもらいたい。

答、地域の意見を取り入れながら進める。個別事業を実施する場合、それぞれ関係する方々から意見をいただきながら進めていくことになる。過疎計画全体で意見を聞くことはなく、それぞれの事業の中で住民の意見を聞きながら進めていきたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願3件であります。紹介者である北原議員に趣旨説明、意見聴取、質疑を行うために、出席を求め、審査をいたしました。

まず、請願第2号「インボイス（適格請求書）制度の中止を求める請願」については、インボイス制度の導入を中止するよう求める内容のものです。

質疑はなく、討論では、

賛成討論、対象者は少なくなると思うが、これに対応しようとする仲買業者が農家から買い入れる単価を下げるか、逆に消費者に対して売値を上げるか、あるいは自腹を切ることになる。仮に農家に消費税分を負担させることになると、農家は大打撃となる。売値を上げれば、僅かながら消費者物価が上がる。他のところで増税分をカバーしていただきたい。

反対討論、売上が5,000万円を下回る事業者は簡易課税事業者なので、インボイスの保管が必要なくなる。一般的な産直のところは、買われる方が一般の方ばかりで、事業者が仕入れるということはほとんどない。そのようなところではインボイスは必要ない。農林水産省告示第683号で特例が認められており、委託販売をしている場合も免税となる。そのようなことを考えると、対象がほとんどなくなってくるのではないかと。大きな混乱を避けるためにも制度中止は反対である。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号「水田活用の直接支払い交付金」の見直しの中止を求める請願については、「水田活用の直接支払い交付金」の見直しを行わないことを求める内容のものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、若狭支部でこの対象に上がる土地はどのくらいあるのか。

答、転作し、水田に戻りそうにないという土地はあまりないと思う。全国的にはいろいろあり、大変問題となっている

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、賛成者はなく、不採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号、「日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書」については、核兵器禁止条約への参加・署名・批准の手続を進めることを日本政府に求める意見書を日本政府と関係機関に提出することを願う内容のものです。

説明の後、質疑はなく、討論では、

反対討論、今後やらなければならないのは核軍縮、不拡散。絶対に使わない、増やさないという動きでまとめていくことが先ではないかと思う。

反対討論、世界の言うことを聞かないところを相手にまともに交渉できるはずもない。非常に難しい問題。日本がどうこう言ってもおさまる話ではない。

討論を終結し、採決の結果、賛成者はなく、不採択にすべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案及び請願の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

教育厚生常任委員会委員長、増井文雄君。

○教育厚生常任委員会委員長（増井文雄君）

それでは、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月8日、令和4年第4回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に審査を付託された案件は、請願1件であります。

請願審査のため、6月16日午後1時30分より、委員全員出席のもと、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

請願ですが、紹介者である北原議員から趣旨説明を聞き、意見聴取、質疑を行い、審査を行いました。

請願第1号「保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書」については、国に対して「保育所等の設置最低基準と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」の提出を求める内容のものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、請願内容で「小規模保育事業へ移行した場合、3歳以上の児童に係る保育の受け皿がなくなってしまう。」とあるが、若狭町では、対応する施設はなかったのか。

答、岬保育所が小規模保育施設だった。保育園は、もともと都会のほうで入園待ちで入れない状況があり、保育所と幼稚園を合体させたこども園であるとか、いろいろな形の保育施設がつけられている。認定外でも預かってよいとか、保育ママのような家庭で預かるようなものもある。

問、4・5歳児の配置基準が子ども30人に保育士1人とあるが、若狭町の実態で、この請願では、子ども30人に保育士を何人くらい求めているのか。

答、保育士が何人必要かは、この請願では言っていない。見直ししてほしいという内容である。戦後最初につくった基準が全く変わっていないので、見直ししてほしいという言い方をしている。

問、正規職員が少ないと言われたが、保育士の数はきちんとこのルールの中でクリアされているのか。

答、パートなどを含めた数で、この基準を守っているということである。

保育士の基準について追加説明すると、4歳児、5歳児で若狭町で一つの学年で15人しかいないのであれば、保育士は実際30人みないといけないところを15人で済んでいるということで、環境はよいということになる。恐らく30人を超えているところは若狭町においてははないと思う。

問、若狭町においては、十分手立てをしているという理解でよいのか。

答、正規職員が減って非正規職員が増えているところでいろいろと苦労がある。人員配置として改善する必要があるので、このような請願は必要である。

質疑を終結し、討論では、

賛成討論、請願趣旨については、賛成である。若狭町に合うように調整が必要であると思うが、抜本的な改善について賛成したい。

賛成討論、定員の改善については、若狭町は関係ないから放っておくということではなく、全国的な要望も取り入れていけば、変わっていくと思う。お互い協力し合うほうがよい。意見書を出そうということだと、訂正し、ぜひ提出したいと思う。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会に付託、審議依頼された請願の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

予算決算常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員会委員長（熊谷勸信君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月8日、令和4年第4回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第43号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」の1件であります。

議案審査のため、6月17日午前9時より、委員全員のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告します。

議案第43号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,561万8,000円を追加し、予算総額を108億1,468万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金1億308万2,000円の増額、繰越金1,549万8,000円の増額、諸収入2,060万円の増額、町債580万円の増額などであります。

歳出の主なものは、議会費では、議会用タブレット導入に要する経費など、627万4,000円を計上。

総務費では、地域活性化事業に560万円の増額、集落センター建設及び増改築、修繕事業に1,568万円の増額、空き家対策事業に100万円の増額、公共交通推進事業に162万9,000円の増額、DX推進事業に1,537万6,000円の増額、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に1,304万7,000円の増額など、合わせて5,233万2,000円を計上。

民生費では、低所得子育て世帯特別給付金事業に825万8,000円の増額を計上。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に1,202万6,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種に450万円の増額、清掃総務費に500万円の増額など、合わせて2,441万7,000円を計上。

農林水産業費では、ジビエ普及促進事業に52万2,000円の増額、沿岸漁場環境改善事業に82万8,000円の増額の合わせて135万円を計上。

商工費では、企業誘致促進事業に160万円の増額、キャッシュレス決済推進事業に2,336万1,000円の増額、三方五湖における再生可能エネルギー地域啓発事業に251万9,000円の増額、道の駅管理運営事業に350万円の増額など、合わせて3,098万円を計上。

土木費では、道路改築事業に1,400万円の増額を計上。

教育費では、給食センター費に194万6,000円の増額、自然休養村施設管理事業に579万1,000円の増額など、合わせて800万7,000円を計上。

以上が一般会計補正予算（第1号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問、キャッシュレス推進やDX推進を予算計上しているが、キャッシュレス推進であれば、小売店に決済する機器がなければそのようなところの支援をされるのかと思う。DX推進となれば、高齢者宅にDXに対応する設備がないと取り残される人が出てくる。そのようなところへの環境整備や教育は、この予算に含まれているのか。

答、今後の展開の中で順に事業化していきたい。今回、費用が発生しない、スマホ教室を16講座準備して、7月から10月、三方、上中両地域で開催する予定である。

問、集落センターWi-Fi設備設置補助だが、ヒアリングを行い、申込みが多い場合、そこから漏れた集落の対応はどうするのか。

答、設置後の維持管理費はそれぞれの集落で負担いただくので、各集落で吟味し、申し込まれると思う。今、30集落分の予算を見ているが、申込みが多い場合、補正で対応させていただきたい。

総合政策課関連では、

問、公共交通推進事業では、運賃が一律100円で、住民が安く乗れ、事業者ももうかるということで大変よいと思う。三十三地区地域づくり協議会が実施している「買い物メイト」があり、これは1人200円で実施している。200円と100円の運賃の差額が出たことで、地域づくり協議会事業を心配しているが、そのあたりを考慮してもらいたい。

答、今回の補正予算は公共交通の観点で取り組んでいる。三十三地区の「買い物メイト」は福祉関係の事業で、そこは区分して考えている。公共交通として、一定期間だけ100円にすることで、利用回復、意識高揚を図りたいという目的でさせていただく。

観光商工課関連では、

問、POSレジを採用して観光客減少を食い止めようとするのはいいことだが、これに伴う店頭販売、農産物販売のボリュームが少ない。出荷件数が少ないと、幾らPOSレジを導入しても売上につながらない。道の駅の売上を増やしていくには、納入者はもとより、特産品のボリュームや品種を増やしたりすることが大事だと思う。その点を特産振興と連携していただきたい。

答、大変大事なことだと思う。そのあたりは産業振興課と連携して進める。

問、キャッシュレス決済推進事業は、消費拡大が目的か、住民へサービスをすることにより住民の利用増加が目的か、どちらが主なのか。

答、消費拡大が目的である。

産業振興課関連では、

問、以前に実施した藻場はどうなっているのか。

答、令和2年度に藻場が完成している。それ以降、昨年、今年とモニタリング調査を世久見漁協と県で実施していただいている。今のところ異常はなく、順調に藻もつき始めているという報告を受けている。

健康医療課関連では、

問、4回目の接種は非常に暑い時期である。熱中症などの心配があり、予約前でも施設内に入れるように考えてもらいたい。

答、昨年度も暑い時期に1回目、2回目の接種があり、施設内で待てず大変だったと思う。4回目も時間で案内するが、待つことがないように施設内に入っていただき、接種できる体制を考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

各委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第40号「若狭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号「若狭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、議案第40号「若狭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「若狭町税条例等の一部改正について」に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号「若狭町税条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、議案第41号「若狭町税条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号「若狭町過疎地域持続的発展計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号「若狭町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、議案第42号「若狭町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、議案第43号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。

請願第1号「保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午前10時34分 休憩）

(午前10時36分 再開)

○議長（今井富雄君）

再開します。

お諮りします。ただいま、1番、谷川暢一君から、発議第2号「保育所等の設備最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書について」が提出されました。

発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第2号「保育所等の設置最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書について」を議題とします。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。

1番、谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

保育所等の設置最低基準と保育士の処遇の抜本的改善を求める意見書について、提案の趣旨説明を行います。

この、コロナ禍において、保育所等の施設では、子どもの命と健康を守り、心身の健全な発達を保障する保育を行うため、感染予防の対策を徹底することにより、日常の業務量が増えてしまっています。また、保育の営みにおいては「密」を避けることが困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きく、このことが保育士不足に拍車をかけている遠因と考えられます。

保育所等の環境を是正し、感染予防の対策を徹底しながら、適正で手厚い保育を行うためにも、保育所の職員配置・設備の面積基準の改善が必要です。

保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、このことは、国が責任をもって必要な財源を確保し、改善を図ることで、問題の解決が進められるものと考えています。

以上、コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態の中で、保育の環境を守るため、お手元の案のとおり、意見書を内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文

部科学大臣、内閣府特命担当大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（今井富雄君）

提出者からの説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第2号「保育所等の設置最低基準と保育士の処遇の抜本的改善を求める意見書について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号「インボイス（適格請求書）制度の中止を求める請願」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

本請願は、来年10月からの適用が予定されています、インボイス制度の中止を求めるもので、国に対する意見書案が添えられています。

本議会は、さきの3月定例会で、シルバー人材センター事業に対してはインボイス制度を適用しないよう求める意見書を国に提出しました。これは、インボイス制度によって、現在、消費税免税となっているシルバー人材センター会員の免税分を会員もしくはシルバー人材センターが納付しなければならなくなり、シルバー人材センターの事業が

立ち行かなくなる、そういう危惧があるからでした。

農業分野では、同様の問題が産直センターと生産農家との間で発生します。実は、シルバー人材センター会員や個人の農家ばかりでなく、自営業者やフリーランスなど、事業者として新たに消費税課税対象になる人は1,000万人前後と見られております。

経済が低迷する現在、インボイス制度の実施によって、貧困と格差がさらに激しくなることが危惧されます。

本請願は、農業団体から提出されたものですが、インボイス制度そのものの中止を求めているもので、極めて公正な要望であると思います。

以上、本請願に賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（今井富雄君）

起立少数です。したがって、請願第2号「インボイス（適格請求書）制度の中止を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第3号「水田活用の直接支払い交付金」の見直しの中止を求める請願に対する討論を行います。

討論通告がありますので、これを許可します。

9番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

本請願は、「水田活用の直接支払い交付金」の見直しを行わないことを求めるもので、国に対する意見書案が添えられております。

政府は、本年度から「水田活用の直接支払い交付金」を見直し、現状では水田の機能を有していない元水田、今後5年以内に水田として使用しない元水田を「水田活用の直

接支払い交付金」の対象から除外する、あるいは交付金を減額する方針であります。

そもそも交付金をつけて転作に誘導したのは政府です。農家は転作によって減反に協力してきましたが、転作物は、収益性が低く、交付金があつて初めて経営が成り立つものです。交付金がなくなれば、耕作放棄地にするか、水田に戻すしかありません。今回の政府の意図は、「水田に戻しなさい」ということですが、水田に戻すには相当の費用が必要な上、米余り・米価下落の中で、かつてのように米作りの採算がとれるわけがありません。結局、耕作放棄地になることは誰の目にも明らかです。

今、世界的には食糧危機、国内的には食糧自給率の低下が大問題になっています。米については、国は、必要のない外国産米の輸入を減らし、国内の米作りを後押しすることが必要です。

今回の「水田活用の直接支払い交付金」の見直しは、転作を奨励したり、抑制したり、行き当たりばったりの農業政策の典型です。

以上、本請願、賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（今井富雄君）

起立少数です。したがって、請願第3号「水田活用の直接支払い交付金」の見直し
の中止を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第4号「日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

9番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

「世界から核兵器をなくする」ことに正面から反対する人はいません。それなのになぜ核兵器はなくならないか。それは、「自分の国が核兵器を持っていれば、他の国から攻められる心配がない」という考え方、いわゆる「核抑止力論」、これをバックに核兵器保有を正当化する人がいるからです。「核抑止力論」に従えば、多くの国が核兵器を持てば持つほど世界は平和になる、そういうとんでもない結論になってしまいます。

ところで、ウクライナ戦争は、核兵器の実際の在り方を誰の目にも明らかにしました。核兵器を持っている国・ロシアは、「核兵器を使うこともあり得るぞ」と威嚇しつつウクライナに侵攻したのです。核兵器は、戦争を抑止するためではなく、戦争を始めるために使われたのです。

そもそも「抑止力」と言うと、もっともらしく聞こえますが、実は「相手をおびえさせる」ということにほかなりません。核兵器は本質的に「抑止力」ではなく「威嚇力」なのです。

ロシアは「核兵器を使うこともあるぞ」と予告しているのですから、事態の進展によっては、核兵器が使用されることがないとは言えません。国際社会は、今、そのような差し迫った危機に直面しております。

私は、人類の理性が、やがて世界から核兵器を廃絶するだろうことを確信していますが、一刻も早くその日を迎えなければならないと思います。

ヒロシマ・ナガサキの悲劇を経験した日本こそ、核兵器廃絶の先頭に立つべきであり、当然、核兵器禁止条約の締約国の仲間入りをしなければなりません。

以上、本請願、賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（今井富雄君）

起立少数です。したがって、請願第4号「日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書」は、不採択とすることに決定しました。

～日程第10 議案第44号・日程第11 議案第45号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第10、議案第44号「工事請負契約の締結について（令和4年度町道倉見井崎線改良工事）」及び日程第11、議案第45号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第44号及び議案第45号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第44号につきましては、令和4年度町道倉見井崎線改良工事をさせていただくもので、これにつきましては、6月23日に指名競争入札を実施いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。今回の補正予算の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,748万5,000円を追加し、予算の総額を108億5,216万5,000円とするものであります。

歳出では、農林水産業費にコロナ禍における物価高騰対策の一環として、「農業肥料セーフティネット事業」の実施に伴う経費を計上させていただきました。

なお、財源につきましては、全額、国庫支出金として計上しております。

以上、2議案につきまして御説明を申し上げます。御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時16分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

議案審議の前に、1点、皆様方におわびとお知らせをします。

先ほどの請願のところで、討論通告者の議席番号を「9番 北原武道君」と申し上げましたけども、正確には「13番 北原武道君」でございます。

議事録の修正につきましては、議長の一任で修正をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。御異議ございませんが。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

では、そのようにします。

それでは、休憩前に引き続き、上程中の2議案を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。

議案第44号「工事請負契約の締結について（令和4年度町道倉見井崎線改良工事）」に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

議案第44号「工事請負契約の締結について（令和4年度町道倉見井崎線改良工事）」に対する討論はありませんか

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第44号「工事請負契約の締結について（令和4年度町道倉見井崎線改良工事）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、議案第44号「工事請負契約の締結について（令和4年度町道倉見井崎線改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」に対する質疑

はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

議案第45号「令和4年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」に対する討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第45号「令和4年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、議案第45号「令和4年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

～日程第12 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第12「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣することにししたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

これをもって、令和4年第4回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、6月8日の開会以来、本日まで17日間にわたり、提案されました条例

の一部改正、令和4年度若狭町一般会計補正予算、若狭町過疎地域持続的発展計画の策定などの議案について、終始熱心に御審議いただき、本日、ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、住民本位のまちづくりのため、なお一層の努力を払われるよう希望するものであります。

併せまして、これから先、梅雨末期にかけての豪雨やその後の台風到来の可能性が増していくわけですが、住民の安心・安全を担保するためにも、防災・減災へのさらなる体制準備を切に望むものであります。

終わりに、本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月8日の開会以来、本日まで17日間にわたり、令和3年度若狭町一般会計、特別会計及び企業会計予算の繰越計算書の報告、条例の制定や一部改正のほか、過疎地域持続的発展計画の策定、令和4年度一般会計補正予算など、重要案件につきまして、本会議並びに各常任委員会において御審議をいただき、ただいまは全ての議案につきまして、原案どおり御決議を賜り、誠にありがとうございました。

とりわけ、本日、最終日にウクライナ情勢や新型コロナウイルスの影響で高騰する農業肥料の購入費に対する支援策として、「農業肥料セーフティネット事業」の実施に伴う経費を補正予算（第2号）として追加上程をさせていただき、お認めをいただきました。

影響を受けておられる農業従事者の皆様に対して、迅速かつ適切に対応できるよう心がけてまいります。

今後も社会情勢を見極めながら、原油価格や物価高騰等に直面する生活者や事業者の皆様に対する支援策、学校給食費の負担軽減など、子育て世帯への支援策を引き続き検討してまいりたいと考えており、緊張感とスピード感をもって対処してまいりたいと考えております。

また、本定例会において、議員の皆様方からいただきました御意見や御指導につきましても、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えておりますので、よろしくお

願ひ申し上げます。

さて、去る6月19日に石川県能登地方で最大震度6弱を観測する大きな地震が発生いたしました。被害に遭われた皆様には、心からお見舞ひを申し上げます。

若狭町におきましては、被害等の報告はございませんが、災害はいつどこで起こるか分かりません。

当町においても、6月20日の夜間に震度5弱の地震を想定した職員への緊急連絡・参集訓練を若狭町地域防災計画に基づき実施をしたところでございます。

対象となる職員198名のうち171名が1時間以内に参集し、86.4%の参集率でございました。

今後とも職員一人一人の災害に対する防災意識の向上を図るとともに、常に住民の皆様の命や財産を守るという責務を自覚し、日々の業務に取り組んでまいりたいと考えております。

梅雨が明けますと、いよいよ本格的な夏の行楽シーズンが到来します。新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながら、若狭町の魅力や地域のすばらしさを全国に発信するとともに、県内外より多くの観光客をお迎えしていきたいと考えております。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、町政発展のため、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時26分 閉会)